

第20回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成 28 年 2 月 5 日 11：00～11：30

場所：経済産業省 本館 2階 西8 共用会議室

議題

1. 小売電気事業及び小売供給の登録について
2. 電力取引に必要な情報の定期的な収集について

○八田委員長 それでは、お待たせいたしました。ただいまより第20回電力取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

本日の議事は、小売登録の審査結果の報告と電気事業者への定期報告徴収についてです。

なお、小売登録の審査等に関しては、本日10時より開催いたしました非公開の第1部において審議し、委員会としての意見を決定しましたので、第2部では、その結果をご報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。小売電気事業の登録審査に関して、新川課長、お願いいたします。

○新川取引監視課長 取引監視課長の新川でございます。資料3を用いてご説明させていただきます。小売電気事業及び小売供給の登録についてという資料でございます。

現在までに150件につきまして、当委員会としての回答を経済産業大臣に行っており、かつこの150件は全て登録されているところでございます。

本日、21件につきまして、第1部におきましてご審議をいただきまして、経済産業大臣に意見を回答することを決定いただきました。

現在までの申請状況につきまして、補足的にご説明申し上げますと、2月4日時点で287件の申請をいただいているという状態でございます。内訳につきましては、小売電気事

業が280件、小売供給が7件となっております。うち既に150件については回答を返しており、今回21件について回答を返すことになったというものでございます。

資料3—1、回答いたします回答文でございます。意見につきましては従前と同様でございますので、別添に添付しております小売電気事業を営もうとする者の名称のみ読み上げさせていただきます。

株式会社イーエムアイ、伊勢崎ガス株式会社、株式会社S—CORE、株式会社エナリス・パワー・マーケティング、株式会社エヌパワー南九州、エフィシエント株式会社、角栄ガス株式会社、キャノンマーケティングジャパン株式会社、九州エナジー株式会社、桐生瓦斯株式会社、株式会社グローバルエンジニアリング、京葉瓦斯株式会社、生活協同組合コープこうべ、佐野瓦斯株式会社、株式会社シーエナジー、株式会社生活クラブエナジー、株式会社とっとり市民電力、凸版印刷株式会社、株式会社トヨタタービンアンドシステム、みやまスマートエネルギー株式会社、森の電力株式会社となっております。

資料3—2に小売電気事業を営もうとする者の氏名、名称、住所、代表者氏名等を記載させていただいております。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告内容について、何かご発言がありましたらよろしく願いいたします。

(「なし」の声あり)

ないようですので、21社について小売電気事業者として登録することに問題がない旨の委員会の意見を経済産業大臣に回答するとともに、委員会終了後、公表いたします。

次の議題に移ります。電力取引の監視に必要な情報の定期的な収集について、事務局よりご説明をお願いいたします。田邊室長、お願いします。

○田邊卸取引監視室長 卸取引監視室の田邊でございます。資料4に基づきまして、ご説明申し上げます。

資料4で、表題、電力取引の監視に必要な情報の定期的な収集についてという資料がございます。上の四角の趣旨の2パラ目でございますが、電力取引の監視に必要な情報につきまして、電気事業者等から電力取引監視等委員会委員長宛てに定期的な情報の提供を求めめるため、電気関係報告規則を改正するといった所要の改正を講ずることを経済産業大臣に建議することについて、ご議論いただければと考えております。

内容につきましては、資料4—2に基づきまして、ご説明させていただきます。

資料4—2の1ページに電気関係報告規則がございます。下の表でございますように、まず電気関係報告規則でございますけれども、電気事業法を実施するための省令でございます、今既にもうあるものでございます。今の電気関係報告規則の中では、ここにありますように、発受電月報でありますとか設備資金年報という項目がございます、それについて、それぞれの対象者が経済産業大臣等に報告するというような枠組みになってございます。

この表の一番下でございますように、今回、電力取引報（仮称）でございますけれども、電気事業者でありますとか卸電力取引所から電力取引監視等委員会委員長宛てに新たな項目をつけ加えるということをご議論いただければと考えてございます。

具体的な内容は次のページでございます、2ページ目の定期的に取得する情報についてでございます。

電力取引監視等委員会において監視していく項目としては大まかに3つあるかなと思っております、まず最初の左側にあります市場の競争状況の監視のための情報でございますけれども、ある意味定点的に基礎的な情報を比較可能な形で収集することを行うために定期的に報告徴収を行うものとして、(1)から(4)の●に書いてある点を報告徴収の対象としてはどうかということでございます。

最初の小売事業者のところでございますが、例えば販売電力量、供給需要家数を月次ベース、小売料金メニュー情報を四半期ごとに、これは低圧部門でございますけれども、その情報。3つ目としては、特定供給約款の契約変更状況を月次ベースでみなし小売電気事業者さんからいただく。

(2)といたしましては、一般送配電事業者から β 値の算定情報を年次、需要家のスイッチング情報に関するものを月次。

(3)としましては、発電事業者と書いておりますけれども、常時バックアップが行われておりますが、その販売電力量を月次ベースでもらう。常時バックアップについては発電事業者以外で小売電気事業者が行う場合もありますので、その場合には小売電気事業者からいただく。

(4)でございますけれども、卸電力取引所から取引会員情報、インバランス件数、 α 値、その下の3つはそれぞれの市場における各入札情報、各事業者さんが30分単位でどのような入札をされているのかについての情報でございます。

右側の不正行為の監視のための情報でございますけれども、ここに書いてある(1)と(2)

につきましては、定期的に確認することによって、不正行為の端緒につながり得る情報かと思っております。1つ目としては、再生可能エネルギー電気の販売電力量、買い取り実績を年次ベースでいただく。(2)は、インバランス料金をみずから有利なものに誘導しているかというものの状況を確認するための基礎情報としまして、インバランスの発生状況を、これは30分単位で月次ベースでいただく。

その下に、その他必要な情報については、個別の権限に基づくもの等もありますので、個別に徴収をしていくというようなことを考えてございます。

○都築ネットワーク事業監視課長　　続きまして、送配電部門の規制料金の監視のための情報でございます。資料の2ページ、右下のところをごらんになっていただければと思います。

託送料金の適正性の確認、それから離島における料金水準を本土並みに担保するという観点から必要な情報を、これは報告規則の外で個別の報告徴収により取得しようとするものでございます。

具体的には、まず、ネットワークサービスに必要となる調整力に関するメリットオーダー情報について。それから、インバランス料金に関して市場価格を反映したものを導入していくということに伴います収支に関する確認を行っていくという観点。それから、先ほど申し上げました、離島供給絡みで本土並み料金水準を特定しないといけないものですから、それに関する小売料金の水準に関するものを取得していこうということを考えております。

○田邊卸取引監視室長　　資料4—1に移らせていただきたいと思うのですが、電気関係報告規則の中で盛り込んでどうかという点が資料4—1でございまして、ご議論いただいた上で今ご説明申し上げた点を、次のページに書いてございますが、経済産業大臣に建議するというところをご議論いただければと考えております。

説明は以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に対するご質問、ご意見ございませんでしょうか。林委員。

○林委員　　説明どうもありがとうございました。

資料4—1の情報ということで今出しているということで、こういうものをしっかりとっていくということが非常に大事だと思っております。

多分、今後我々自身もいろいろ電力取引の監視を適切に行っていく上でもっといろいろ

な情報を取得しなければいけないという場合もあつたりすると思うのですけれども、そういった場合の対応云々の今後の方針と、あと、今後システムチェックにいろいろなこういうデータをしっかり集めて我々自身もやっていくということもあると思います。

もう一方で、専門会合などでもさっきちょっとありましたけれども、メリットオーダーの話とかいろいろな話がありますよね。そういったものの対応とかを我々はしっかりやっていかなければいけないと思っていますので、そこら辺の考え方というか、今後の話をちょっと教えていただけますか。

○田邊卸取引監視室長　ご指摘ありがとうございます。今後につきましては、省令改正を経済産業省において検討した上で、それを今回省令改正していただいた、その後かと思えますけれども、必要に応じて改正すべき点があれば、そこは追加的に盛り込んでいくということはあるかと思っております。

この電気関係報告規則に盛り込むということは、一定のフォーマットを定めるということになってございまして、そのフォーマットにあわせて聞いたほうがいいものと、そうでないものがあるかと思っています。例えば制度設計専門会合の資料の中でもモニタリングの資料として前回ご報告させていただいておりますけれども、電源の切り出しというような話もございまして。そういったものをいろいろな進展に合わせて、その聞き方も変わってくるかと思っておりますので、そういうものにつきましては、個別に状況を確認していくということが必要かと思っております。

あと、システム対応というようなご指摘もございました。今、システムに対応するため、いろいろもらってくるデータをシステム化していくという作業も進めてございます。そのシステム化をするに当たって、今回改正する、その後になるタイミングかと思えますけれども、そこでまたもう一度省令改正が必要になってくる、建議することが必要になってくるかと思っております、また改めてそのようなタイミングで見直すということはあるかと考えております。

○林委員　ありがとうございました。

○八田委員長　ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ、稲垣委員。

○稲垣委員　省令案については大変いいと思います。それで、今後、具体的にこれを周知するなり、あるいはフォーマットをつくっていくなりという各論に入ると思うのですが、その際に、市場の競争状況の監視と不正行為の監視、2つの目的で定期的に情報収集を行うということが鮮明になったというのは非常に大きな意味があると思うのです。

しかも省令に落とすということは、それに応じたガバナンスをそれぞれの会社が行う必要があるということの宣言でもあると思いますし、そうしたガバナンスを報告事項に限らず、こうした2つの点が必要になるのだということで、それぞれの会社が尊重して行動するようになる、統制するようになるということが期待されると思うのです。

単に情報収集だけではなくて、そういう機能もあると思いますので、そうした点も踏まえて、目的をよりよく達成するためのフォーマットづくりに工夫していただけるとよろしいかと思います。

○八田委員長　ほかにございませんでしょうか。——私から1つご指摘させていただきたいのは、前に電気料金を決めるときに、幾つかの電力会社に時間ごとのメリットオーダーを出してもらったことです。対応する時間ごとに取引所価格と比較したら、電力会社のメリットオーダーの限界費用の方が取引所価格より低い場合が見つかりました。この場合、取引所に売っていれば調達費用を節約できたわけですから取引所に売ったものとして原価を査定しました。

そのときにメリットオーダーを提出してもらった目的は、不正行為の監視のためではなくて、料金の査定のためでした。しかし、これは価格支配力を発生させないための監視のために使えます。調整電力のメリットオーダーの限界費用を何らかの形で情報収集することが一番肝だと思うのです。それはここではどういう形でやるのでしょうか。

○田邊卸取引監視室長　先ほどの資料4の中にはメリットオーダーについては、電気関係報告規則の対象とは今はしておりません。今、委員長がおっしゃったように、相場操縦であるとか出し惜しみというところは、この間パブリックコメントが終わりましたけれども、適正取引ガイドラインの中でもそういうことは問題であるということを出しているところがございます。そのためには、おっしゃるように、メリットオーダーの情報とつき合わせてみていく必要があるかと思っております。

メリットオーダーにつきましては、この電気関係報告規則の対象にはしてございませんけれども、個別の権限もございますので、そういった方法でもらうということを考えていきたいと思っております。

○八田委員長　どうぞ、局長。

○松尾事務局長　補足でございます。定期的な報告にいたしますと、日時を決めますと、その日時だけは不正を行わないということもございますので、むしろ随時に行うことで不正行為の監視としての実効を高めていきたいと考えております。

○八田委員長　　そうすると、このリストの右側のその他必要な情報については、随時、個別に取得するということですが、これについては、当初においては、ほとんど毎日、全面的にみていただくことが重要なのではないかと思います。ある程度落ちついたらその頻度は下げてもいいと思いますけれども、最初がやはり肝心で、ここで不正行為が起きてしまったらどうしようもないと思います。

特にこれは日本で必要なのですよね。ほかの国ではインバランス精算の価格は、多くの場合——国によりますけれども——調整電力のメリットオーダーの限界費用ですから、限界費用は、時々刻々ネットで見られるわけです。さらにインバランス精算価格と取引所価格の間には、裁定が起きますから、取引所価格は限界費用と接近します。しかし日本の場合には、インバランス精算価格は調整電力の限界費用ではありませんから、限界費用は表に出ません。このため、取引所価格は、調整電力の限界費用を反映しません。したがって、取引所の価格は意図的な売り惜しみによって容易に市場操作をできるわけです。

さらにどこの国でも取引所への売り惜しみをして市場操作をすれば、大口電力供給会社は、取引所価格の上昇自体から利益を得ますが、日本ではそれに加えて取引所価格がインバランス料金に反映する制度になっているから、インバランス精算の引き上げを通じた追加の利益を得ることが出来ます。売り惜しみが起きないように担保するということは、日本のシステムの場合には非常に重要だと思うのです。そこのところをぜひ担保するようお願いしたいと思います。

○八田委員長　　ほかにご意見ございませんでしょうか。圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員　　同じですが、私もずっと制度設計ワーキングからモニタリングを注目して議論に参加してきました。やはり、今まではJパワー電源の切り出しに注目が集まっていたと思います。これからは八田委員長がおっしゃったように、需給が余っているにもかかわらず出し惜しみするという点が一番のポイントになってくると思いますので、特に原発が順調に再稼働して、需給に余裕が出てきた会社に対して集中的に、まさにおっしゃったように最初のころは集中的にかなりの時間を費やしてみたい、全社を対象にやらなくても、そういったところに集中してやって、我々の方もいろいろなノウハウを蓄積していくことが大事なのではないかと思っています。

以上です。

○八田委員長　　ほかにご意見ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

どうもありがとうございました。

それでは、電力取引の監視に必要な情報の定期的な収集に関して、建議文案のとおり経済産業大臣に建議することを決定したいと思います。

それで、この建議及び意見は委員会終了後、公表いたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのようにさせていただきます。

本日予定していた議事は以上でございますが、委員の皆様、ほかに何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○岸総務課長 次回日程は、正式に決定いたしましたら改めてご連絡申し上げたいと思います。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——